

浄化槽の支援制度について (令和4年4月現在)

⑤排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助 (太線の部分)

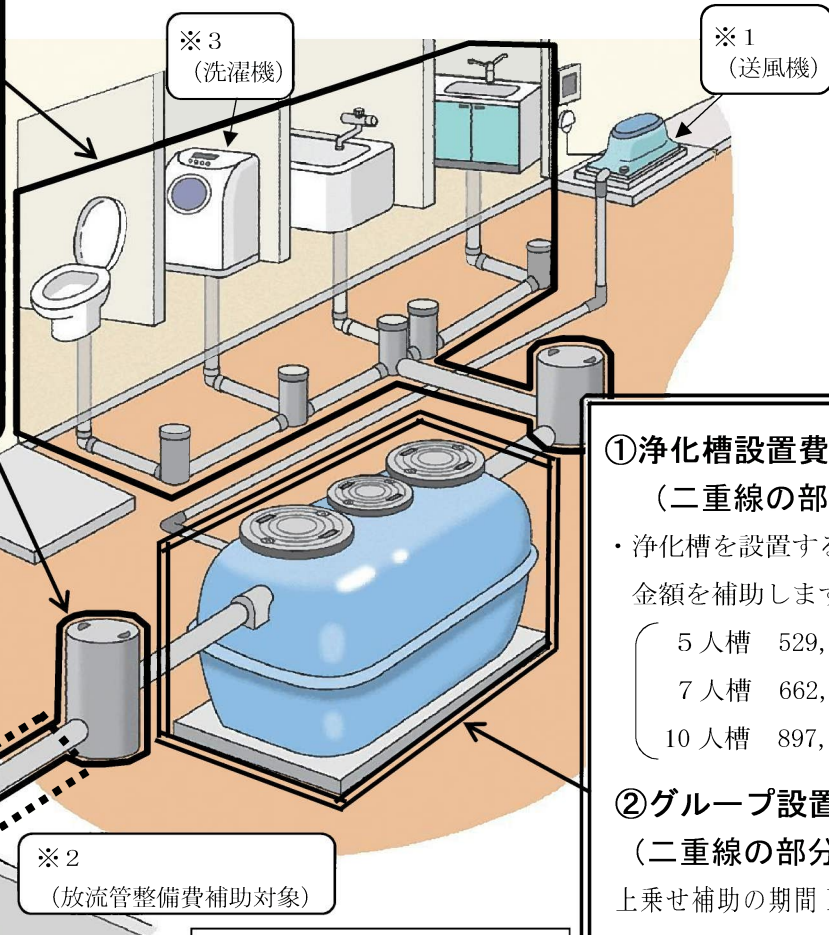
- ・100万円を限度とした融資あっせんと5年間の利子を補助します。
- ・近年の利率では、実質無利子での融資となります。

※2 放流管整備費補助の対象部分は除きます。

※3 洗濯機や換気扇など排水設備と直接関係しない器具等は補助対象外です。

③放流管整備費補助 (点線の部分)

- ・放流管延長が30mを超えるとき、100mまでの70m分が対象です。
- ・設置費の3/4以内で3,000円/mを上限に補助します。
(標準工事費は4,000円/m)



①浄化槽設置費補助 (二重線の部分)

- ・浄化槽を設置する際、次の金額を補助します。

5人槽	529,000円
7人槽	662,000円
10人槽	897,000円

②グループ設置費補助 (二重線の部分)

- 上乗せ補助の期間 H29～R8
- ・自治会等を単位とした2戸以上のグループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数によって標準工事費の2%～10%を上乗せ補助します。
- ・補助金額や要件は裏面参照

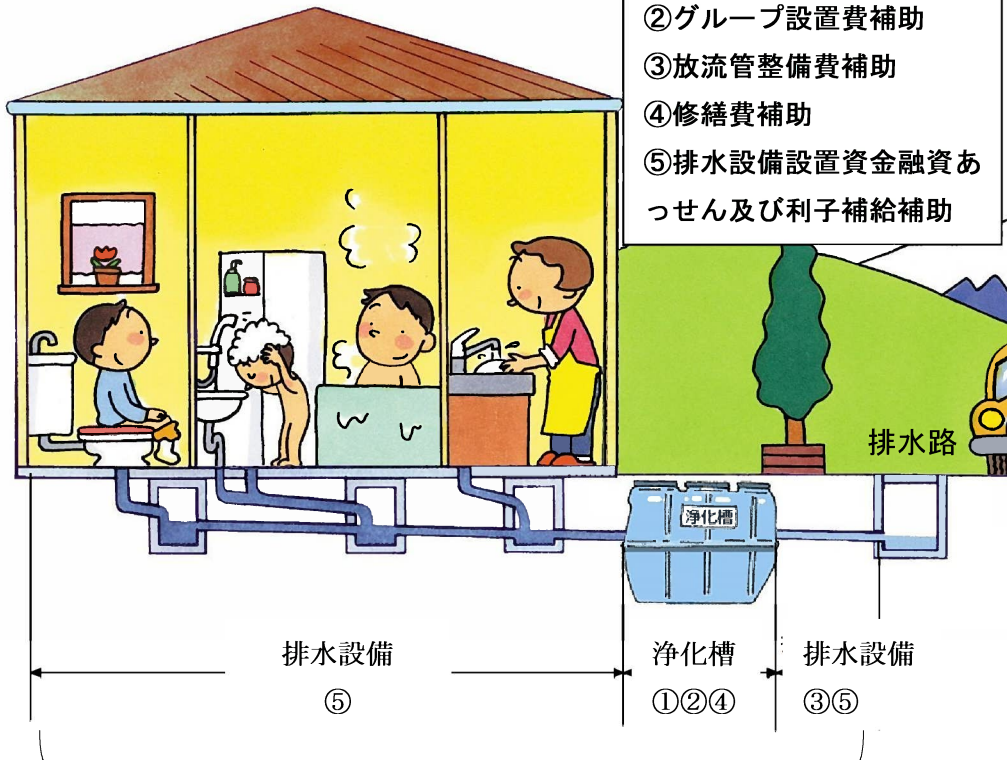
④修繕費補助

(二重線の部分)

- ・浄化槽本体にかかる修繕費の1/2以内で10万円を上限に補助します。
- ・設置後3～30年の浄化槽が対象です。

※1 送風機の修繕は対象外です。

- ①浄化槽設置費補助
- ②グループ設置費補助
- ③放流管整備費補助
- ④修繕費補助
- ⑤排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助



支援制度の対象箇所

(裏面もご覧ください。)

浄化槽グループ設置費補助の要件

項目	要件
対象地域	浄化槽設置整備等事業補助の補助対象区域
戸数	2戸以上
単位	自治会・行政区単位として、申請者代表者の居住する自治会等に隣接する自治会等までをグループの単位とする。
設置期間	同一年度内
補助の期間	平成29年度から令和8年度までの10年間

浄化槽グループ設置費補助金額

人槽区分	① 浄化槽設置整備費補助額 (標準工事費の60%)	②グループ設置費補助を上乗せ後の額		
		2～3戸 (62%)	4～9戸 (65%)	10戸以上 (70%)
5人槽	529,000円	547,000円	573,000円	617,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

※ 自治会等で取り組みたい場合は出前講座を実施します。(補助制度や手続き方法の説明)

下水道課又は東部上下水道課までお問い合わせください。

住宅関係の支援制度 (参考)

支援制度の概要 (詳しくは担当課に直接お問い合わせください。)

住宅環境改善リフォーム補助金【都市整備課 直通☎21-8541】

住宅環境の向上等を目的に行う住宅のリフォームで、補助対象経費の10分の1を補助する。家族構成等により補助額が加算される場合あり。(施工業者や対象経費等の要件あり)

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金【長寿社会課 直通☎21-8370】

介護保険法に基づき要介護(要支援)認定者や身体障がい者に認定された方の日常生活における利便性を図るために住宅改修を行った場合、かかった経費から介護保険給付の支給限度額20万円を引いた額の3分の2の額を補助する。(40万円を限度)

介護保険住宅改修費支給制度【一関地区広域行政組合 介護保険課 直通☎31-3223】

介護保険法に基づき要介護(要支援)と認定された方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、利用者負担割合に応じ、対象となる経費(上限額20万円)の最大90%を支給する。

移住者住宅取得補助金【交流推進課 直通☎21-8194】

移住者が市内に居住するための住宅を建設または購入する場合に補助する。

空き家バンク登録住宅改修等補助金【交流推進課 直通☎21-8194】

空き家バンクに登録した物件の改修等の経費に対し補助する。

【問い合わせ先】

○一関・花泉地域 : 下水道課 普及係 ☎21-8572

○大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域 : 東部上下水道課下水道係 ☎53-3970